

平成22年5月27日

学生・教職員各位

### 新型インフルエンザに対する対応について（第9）

現在インフルエンザは新型・季節性ともに流行は見られていません。当面は、下記のような対応に変更します。改訂版対応策に則り、改訂版自己管理記録表を使用して下さい。

なお、今後の流行状況によっては対応策が変更になる場合があります。校内ポータルサイトを毎日確認して対応して下さい。また、規則正しい生活に留意し、基本的な感染防止および健康観察を継続して下さい。

新型・季節性インフルエンザに係る情報については、併せて、厚労省、国立感染症研究所、WHO、CDCのホームページを確認しながら適切な行動をとるようにして下さい。

#### ○対応策の主な変更点

##### 1. 本人のインフルエンザ様症状出現時の連絡と対応

本人にインフルエンザを疑う症状（発熱、上気道炎症状など）が出現した場合は、登校/出勤せず、学生は学生課、研修生は研修係、教職員は総務課へ電話連絡してください。医療機関を受診し解熱後2日間（解熱後3日目から登校/出勤可）自宅療養して下さい。

##### 3. 同居家族等がインフルエンザと診断された場合の連絡と対応

同居家族等がインフルエンザと診断された場合は、学生は学生課、研修生は研修係、教職員は総務課へ電話連絡し、同居家族解熱後7日目まで、厳重な健康観察と飛沫予防策を徹底するとともに実習中はサージカルマスクを常時着用してください。（同居家族がインフルエンザ診断の場合の、実習中の自宅待機期間を廃止）

#### ○対応策&自己管理記録表（改訂版）

『学生のインフルエンザ対応 20100521 版』

『自己管理記録表（学内：学生・研修生・教職員用）Ver. 3.0（2010.5.21）』

『自己管理記録表（実習用 Ver. 4.0）2010.5.21』